

長 建 協 発 第 5 7 1 号
平成 2 8 年 3 月 2 9 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

「長崎県建設工事等発注見通し情報公表要領」の制定について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、長崎県建設工事等発注見通し情報については、これまで建設工事を対象に情報の公表が行われておりましたが、今般、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 1 8 号）第 2 2 条の規定に基づき、平成 2 7 年 1 月 3 0 日に公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議が策定した「発注関係事務の運用に関する指針」の中で、「各発注者の調査及び設計業務の発注見通しについて地方ブロックなど地区単位で統合して公表する取組の必要性を検討するよう努める」とされたことを受け、今後は建設関連業務委託についても公表の対象とする建設工事等発注見通し情報の公表要領が制定されたところであります。

つきましては、標記について、県土木部長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。